

名古屋市公報	令和 5年 6月 7日		第205号
	発行所	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	
		名古屋市役所	
編集兼 発行人	電話		[0 5 2] 9 7 2 - 2 2 4 6
	名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長		

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則	(会計・出納課) (第67号)	5
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室) (第68号)	6
告 示		
○ 建築基準法に基づく公開による意見の聴取	(住都・建築指導課) (第307号)	7
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課) (第308号)	9
○ 指定特定相談支援事業者の指定について	(健福・障害者支援課) (第309号)	14
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課) (第310号)	15
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第311号)	17
○ 指定納付受託者の指定	(観光・歴史まちづくり推進室) (第312号)	21
○ 令和 5年度名古屋市国民健康保険料の所得割額に係る保険料率及び均等割額について	(健福・保険年金課) (第313号)	22
○ 名古屋市国民健康保険条例附則第 2条第 4号に規定する割合及び同条第 5号に規定する割合について	(健福・保険年金課) (第314号)	23
○ 立地適正化計画の公表について	(住都・都市計画課) (第315号)	24
○ 有料公園施設等の供用月日の変更について	(緑土・緑地管理課) (第316号)	25
達		
○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室) (第25号)	26
○ 名古屋市保健所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室) (第26号)	27
教 育 委 員 会 告 示		
○ 教育委員会定例会の開催について	(第15号)	29
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	30

○ 一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの公告	(住都・建築指導課)	32
○ 特定空家等の措置に関する公告	(ス市・地域振興課)	33
○ 特定空家等の命令に関する公告	(ス市・地域振興課)	35

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則（第67号）

1 改正内容

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事業の終了に伴い、資金前渡することができる経費について、規定を整備します。（第74条関係）

2 施行期日

令和 5年 6月 1日から施行します。

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第68号）

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対策における事務の縮小に伴い、一部の主幹を廃止するため、規定を整備します。（第 9条関係）

2 施行期日

令和 5年 6月 1日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第25号）

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対策における事務の縮小に伴い、一部の主査を廃止するため、規定を整備します。（第 1条関係）

2 施行期日

令和 5年 6月 1日から施行します。

○ 名古屋市保健所処務規程の一部を改正する規程（第26号）

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対策における事務の縮小に伴い、一部の主幹

及び主査を廃止するため、規定を整備します。（第 3 条及び第 4 条関係）

2 施行期日

令和 5 年 6 月 1 日から施行します。

名古屋市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第67号

名古屋市会計規則の一部を改正する規則

名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第74条第 1 項第32号を次のように改める。

(32) 削除

附 則

この規則は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第68号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項の表健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部新型コロナウイルス感染症対策の項を次のように改める。

新型コロナ ウイルス感 染症対策	1 局長の指定する新型コロナウイルス 感染症対策に関すること。	8
------------------------	------------------------------------	---

附 則

この規則は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

名古屋市告示第 307 号

建築基準法に基づく公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第48条第15項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、同条第17項及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

令和 5 年 5 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 計画の概要

(1) 許可を受けようとする者

名古屋市東区東桜二丁目12番 8 号

合同会社ポートベイス 職務執行者 伊神 悟

(2) 建築物の敷地の位置及び面積

名古屋市港区金川町 101 番 1 の一部

10,792.74 平方メートル

(3) 建築物の構造及び規模

工 事 種 別 新築

主 要 用 途 観覧場

構 造 鉄骨造

建 築 面 積 2,867.79 平方メートル

延 べ 面 積 3,838.07 平方メートル

最高の高さ 18.50 メートル

2 意見の聴取の事項

工業専用地域内における観覧場の新築について

3 日時

令和 5 年 6 月 12 日（月） 午後 2 時 30 分

4 場所

名古屋市港区港明一丁目 12 番 20 号 港区役所 第 3 会議室

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 308号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
株式会社蓬一 名古屋市西区押切 二丁目 7番19号	きのこの里 名古屋市西区新道 一丁目23番29号	就労継続支援 B型	2310201674	令和 5年 5月 1日
有限会社インフォ メーションセンタ ー 名古屋市中区栄四 丁目 6番15号	ソライロ 名古屋市西区長先 町 127番地	短期入所	2310201682	令和 5年 5月 1日
合同会社ひなたの 森 名古屋市中川区戸 田ゆたか二丁目 1403番地	ヘルパーステーシ ョンひだまりの丘 名古屋市中川区戸 田ゆたか二丁目 1403番地	居宅介護 行動援護	2311302117	令和 5年 5月 1日
合同会社SMG 名古屋市中川区戸	戸田訪問介護ステ ーション	居宅介護	2311302125	令和 5年 5月 1日

田西三丁目1165番地 の 2	名古屋市中川区戸田西三丁目1165番地 の 2			
合同会社フレイミー 愛知県弥富市平島町西勘助46番地 5	なしの木戸田A 名古屋市中川区戸田ゆたか二丁目2122番地	短期入所	2311302133	令和 5年 5月 1日
	なしの木戸田B 名古屋市中川区戸田ゆたか二丁目2122番地	短期入所	2311302141	令和 5年 5月 1日
スマイルナーシング株式会社 名古屋市中区栄二丁目 8番12号	訪問介護スマイルナーシング金山 名古屋市中区正木四丁目11番13号	居宅介護 重度訪問介護	2316101555	令和 5年 5月 1日
新日本実業株式会社 名古屋市中村区名駅四丁目24番 6号	短期入所ファミリーあいち 名古屋市中区新栄町 3丁目 3番地の 1	短期入所	2316101563	令和 5年 5月 1日
	共同生活援助ファミリーあいち 名古屋市中区新栄町 3丁目 3番地の 1	共同生活援助	2326100043	令和 5年 5月 1日
株式会社ケイケアステーション 名古屋市中川区富田町大字千音寺字仏供田2987番地の	訪問介護ケイケア 名古屋市中区南分町 6丁目12番地	居宅介護 重度訪問介護	2316201132	令和 5年 5月 1日

2				
特定非営利活動法人はっば 名古屋市天白区植田山一丁目 404番地	うえだやまてしご とのいえ 名古屋市天白区植田山一丁目 405番地	生活介護	2316401732	令和 5年 5月 1日
株式会社ファズム 名古屋市中区栄二丁目 6番 1号	就労継続支援B型 事業所オレンジ 名古屋市天白区井の森町 231番地	就労継続支援 B型	2316401740	令和 5年 5月 1日
特定非営利活動法人つながる暮らし 名古屋市千種区四谷通 3丁目26番地	就労定着支援L a ・まるK u 名古屋市千種区四谷通 3丁目26番地	就労定着支援	2317101182	令和 5年 5月 1日
社会福祉法人薫徳会 名古屋市東区山口町 1番22号	セルクル新栄 名古屋市中区新栄三丁目 7番10号	生活介護	2317200182	令和 5年 5月 1日
中部計器サービス株式会社 名古屋市北区大我麻町 198番地の 3	訪問介護ティンカー ーベル 名古屋市北区喜惣治一丁目 112番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317301964	令和 5年 5月 1日
社会福祉法人名北福祉会 名古屋市北区御成通 3丁目20番地の 4	ショートステイ友の家ホーム 名古屋市北区如意二丁目 123番地	短期入所	2317301972	令和 5年 5月 1日
株式会社S Yケアーズ 名古屋市東区徳川	訪問介護ステーションS Yケアーズ 名古屋市守山区西	居宅介護 重度訪問介護	2317602155	令和 5年 5月 1日

一丁目14番 1号	新12番 9号			
株式会社優寿 名古屋市名東区大 針二丁目 175番地	訪問介護事業所ゆ うじゅ 名古屋市名東区大 針二丁目 175番地	居宅介護 重度訪問介護	2318001829	令和 5年 5月 1日
株式会社浚洗工業 名古屋市名東区高 柳町 219番地	快適ライフ名東訪 問介護事業所 名古屋市名東区大 針三丁目 139番地 の 1	居宅介護 重度訪問介護	2318001837	令和 5年 5月 1日
株式会社ココルポ ート 神奈川県川崎市川 崎区砂子二丁目 5 番11号	C o c o r p o r t 名古屋藤が丘駅 前O f f i c e 名古屋市名東区藤 見が丘16番地	就労移行支援	2318001845	令和 5年 5月 1日
一般社団法人ここ ろすみか 名古屋市名東区上 社五丁目 305番地 の 2	スムデココ 名古屋市名東区香 南二丁目1309番地 の 1	短期入所	2318001852	令和 5年 5月 1日
合同会社真誠 名古屋市港区木場 町 8番地の55	訪問介護ハート& スマイル 名古屋市南区観音 町 5丁目25番地	同行援護	2318101231	令和 5年 5月 1日
合同会社WAYM AKER 名古屋市緑区ほら 貝一丁目 429番地	訪問介護WAYM AKER 名古屋市緑区ほら 貝一丁目 429番地	行動援護	2318501414	令和 5年 5月 1日
C L A I R株式会 社	訪問介護うちわ 名古屋市緑区鳴海	居宅介護 重度訪問介護	2318501794	令和 5年 5月 1日

名古屋市緑区鳴海 町字有松裏 123番 地の 1	町字上汐田 276番 地			
社会福祉法人共生 福祉会 名古屋市北区山田 町 4丁目84番地	共同生活体ミドウ ムおおぞね 名古屋市北区山田 二丁目11番62号	共同生活援助	2327300337	令和 5年 5月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 309号

指定特定相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の20第 1項の規定により、指定特定相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
一般社団法人ぶる ーゆりしす 名古屋市千種区観 月町 1丁目 8番地	相談支援事業所ぶ るーゆりしす 名古屋市千種区観 月町 1丁目 8番地	特定相談支援	2337100172	令和 5年 5月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 310号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
一般社団法人ここ ろすみか 名古屋市名東区上 社五丁目 305番地 の 2	ココイク名東本通 名古屋市名東区名 東本通 3丁目 9番 地	短期入所	2318001316	令和 5年 4月 3日
株式会社 I D ライ フサポート 名古屋市西区城西 二丁目20番17号	チルの家 名古屋市西区城西 二丁目20番17号	共同生活援助	2320200195	令和 5年 4月10日
株式会社 A t r e 名古屋市中区丸の 内三丁目 8番26号	A t r e 名古屋市中区丸の 内三丁目 8番26号	就労継続支援 B 型	2316101399	令和 5年 4月30日
医療法人永朋会 名古屋市千種区茶 屋が坂一丁目12番	@ d o c t o r c a f é 名古屋市千種区池	就労継続支援 B 型	2317101026	令和 5年 4月30日

2号	園町 2丁目 4番 地の 2			
株式会社メグラス 名古屋市東区葵三 丁目14番 3号	めぐらす訪問介護 葵 名古屋市東区葵三 丁目14番 3号	居宅介護 重度訪問介護	2317200224	令和 5年 4月30日
株式会社アールズ 名古屋市北区平安 二丁目24番71号	訪問介護ぶんぶく 名古屋市北区平安 二丁目11番39号	同行援護	2317301865	令和 5年 4月30日
株式会社ニチイ学 館 東京都千代田区神 田駿河台四丁目 6 番地	ニチイケアセンタ ー喜多山 名古屋市守山区小 幡四丁目 9番 7号	重度訪問介護	2317600019	令和 5年 4月30日
	ニチイケアセンタ ーみどり 名古屋市緑区潮見 が丘三丁目43番地	同行援護	2318500390	令和 5年 4月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 311号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
神谷歯科医院	名古屋市千種区井上町 103番地	令和 4年 12月31日
北岡歯科医院	名古屋市中区丸の内三丁目22番21号	令和 5年 3月31日
長谷川亨・歯科クリニッ ク	名古屋市中区栄四丁目17番23号	令和 5年 1月 1日
石田歯科	名古屋市昭和区村雲町 4丁目 1番地	令和 5年 3月31日
磯貝歯科医院	名古屋市中川区戸田四丁目2301番地	令和 5年

		1月 1日
奥村内科	名古屋市中川区細米町 1丁目67番地	令和 5年 4月 1日
ミツハシ医院	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 三角 243番地	令和 5年 4月 1日
やまぐち歯科	名古屋市中川区服部四丁目 402番地	令和 5年 4月 1日
築地歯科	名古屋市港区港栄四丁目 2番地の 3	令和 5年 3月30日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
神谷歯科医院	名古屋市千種区井上町 103番地	令和 4年 12月31日
北岡歯科医院	名古屋市中区丸の内三丁目22番21号	令和 5年 3月31日
長谷川亨・歯科クリニック	名古屋市中区栄四丁目17番23号	令和 5年 1月 1日
石田歯科	名古屋市昭和区村雲町 4丁目 1番地	令和 5年 3月31日
磯貝歯科医院	名古屋市中川区戸田四丁目2301番地	令和 5年 1月 1日
奥村内科	名古屋市中川区細米町 1丁目67番地	令和 5年 4月 1日
ミツハシ医院	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 三角 243番地	令和 5年 4月 1日
やまぐち歯科	名古屋市中川区服部四丁目 402番地	令和 5年 4月 1日

築地歯科	名古屋市港区港栄四丁目 2番地の 3	令和 5年 3月30日
------	--------------------	----------------

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
神谷歯科医院	名古屋市千種区井上町 103番地	令和 4年 12月31日
北岡歯科医院	名古屋市中区丸の内三丁目22番21号	令和 5年 3月31日
長谷川亨・歯科クリニック	名古屋市中区栄四丁目17番23号	令和 5年 1月 1日
石田歯科	名古屋市昭和区村雲町 4丁目 1番地	令和 5年 3月31日
磯貝歯科医院	名古屋市中川区戸田四丁目2301番地	令和 5年 1月 1日
奥村内科	名古屋市中川区細米町 1丁目67番地	令和 5年 4月 1日
ミツハシ医院	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 三角 243番地	令和 5年 4月 1日
やまぐち歯科	名古屋市中川区服部四丁目 402番地	令和 5年 4月 1日
築地歯科	名古屋市港区港栄四丁目 2番地の 3	令和 5年 3月30日
おおくまクリニック	名古屋市名東区石が根町87番地	令和 5年 3月31日

4 通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月
-----------	-------	------

		日
レッツ倶楽部名古屋太閤通	名古屋市中村区太閤通 8丁目 9番地	令和 5年 4月 1日

5 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
名古屋市厚生院	名古屋市名東区勢子坊二丁目1501番地	令和 5年 4月 1日

6 介護療養型医療施設

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
名古屋市厚生院	名古屋市名東区勢子坊二丁目1501番地	令和 5年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 312 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和 5 年 6 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

パーク 2 4 株式会社

東京都品川区西五反田二丁目20番 4 号

2 指定納付受託者に納入させる歳入

(1) 揚輝荘観覧料

(2) 揚輝荘施設使用料

3 指定納付受託者として指定した日

令和 5 年 6 月 1 日

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市告示第 313号

令和 5年度名古屋市国民健康保険料の所得割額に係る保険料率及
び均等割額について

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）第14条第 4項、
第15条、第15条の 2の 3第 4項、第15条の 2の 4、第15条の 4第 3項、第15条
の 5、第15条の 6、附則第 7条、附則第 8条、附則第12条、附則第13条、附則
第17条及び附則第18条の規定により、令和 5年度分国民健康保険料の基礎賦課
額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の所得割額に係る保険料
率及び均等割額を次のとおり決定しました。

令和 5年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 基礎賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0845
- (2) 均等割額 45,570円

2 後期高齢者支援金等賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0274
- (2) 均等割額 14,938円

3 介護納付金賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0234
- (2) 均等割額 15,893円

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第 314号

名古屋市国民健康保険条例附則第 2条第 4号に規定する割合及び
同条第 5号に規定する割合について

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）附則第 2条第 4
号に規定する割合及び同条第 5号に規定する割合を次のとおり決定しました。

令和 5年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 附則第 2条第 4号に規定する割合 0.956
- 2 附則第 2条第 5号に規定する割合 0.986

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第 315号

立地適正化計画の公表について

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第 1項の規定により策定した立地適正化計画を変更しましたので、なごや集約連携型まちづくりプランに関する事務取扱要綱（平成30年 5月29日住宅都市局長決裁）第 2条第 2項の規定において準用する同条第 1項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

令和 5年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 公表年月日

令和 5年 6月 1日

2 立地適正化計画の名称

なごや集約連携型まちづくりプラン

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 316号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 5年 6月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 有料公園施設等の名称
ガーデンプラザ（荒子川公園）

- 2 変更内容
令和 5年 6月12日（月）を供用する日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年5月31日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 （略） 健康福祉局 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 査（新型コロナウイルス感染症対策）<u>（13）</u> （1）（略） （略） 主 査（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）<u>（7）</u> （1）（略） （略）	第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 （略） 健康福祉局 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 査（新型コロナウイルス感染症対策）<u>（10）</u> （1）（略） （略） 主 査（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）<u>（6）</u> （1）（略） （略）

附 則

この達は、令和5年6月1日から施行する。

名古屋市達第26号

健康福祉局
保健所

名古屋市保健所処務規程（平成30年名古屋市達第24号）の一部を次のように改正する。

令和5年5月31日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第3条 保健所に次の補助組織を置く。 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 幹(9) 主 査(13) （略） 主 査(7) （略） 第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 幹（新型コロナウイルス感染症対策）(9) （1）（略） 主 査（新型コロナウイルス	第3条 保健所に次の補助組織を置く。 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 幹(8) 主 査(10) （略） 主 査(6) （略） 第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 幹（新型コロナウイルス感染症対策）(8) （1）（略） 主 査（新型コロナウイルス

感染症対策) <u>(13)</u>	感染症対策) <u>(10)</u>
(1) (略) (略) 主 査 (新型コロナウイルス ワクチンに係る調 整) <u>(7)</u>	(1) (略) (略) 主 査 (新型コロナウイルス ワクチンに係る調 整) <u>(6)</u>
(1) (略) (略) 2～11 (略)	(1) (略) (略) 2～11 (略)

附 則

この達は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第15号

教育委員会定例会の開催について

令和5年6月9日午後3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和5年6月2日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

1 議事

教職員の処分について

令和5年度一般会計補正予算について

2 協議題

第4期名古屋市教育振興基本計画について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 5月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー名古屋木場店

名古屋市港区木場町 2番20 ほか 6筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
大黒天物産 (株)	代表取締役 大賀 昭司	岡山県倉敷 市堀南 704 番地の 5	変更なし	変更なし	岡山県倉敷 市西中新田 297番地 1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
大黒天物産 (株)	代表取締役 大賀 昭司	岡山県倉敷 市堀南 704 番地の 5	変更なし	変更なし	岡山県倉敷 市西中新田 297番地 1

3 変更の日

令和 5年 3月27日

4 変更した理由

本社を移転したことによる住所変更のため

5 届出の日

令和 5年 5月18日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 5月29日から同年 9月29日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 9月29日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等の認定を取り消しましたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年5月30日

名古屋市長 河 村 た か し

対象区域

名古屋市港区宝神四丁目2401番4、2401番5、2401番6、2401番7、2401番8、2401番9、2401番10、2401番11、2401番12、2401番13、2401番14、2401番15、2401番16、2401番17、2401番18、2401番19及び2401番20

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

特定空家等の措置に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第 127号）第 2条第 2項に規定する特定空家等について、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を命ぜられるべき者（以下「所有者等」という。）のうちの一部を確知できないため、同法第14条第10項の規定により、次のように公告する。

令和 5年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 特定空家等の概要

- (1) 所在等 名古屋市千種区月ヶ丘 3丁目 121番地
- (2) 種類 居宅
- (3) 構造 木造瓦ぶき平家建
- (4) 延床面積 34.54平方メートル

2 所有者等が行うべき措置

建築物の除却

建築物内残置物の搬出及び適正処理

3 措置期限

令和 5年 7月31日（月）

期限までに措置が行われない場合は、名古屋市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、所有者等の負担において、当該建築物を除却する。

当該建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等（以下「動産等」という。）については、市長等が相当の価値があると認めるものを除き、撤去又は処分する。

動産等について所有権その他の権利を主張する者は、措置期限までに当該動産等を搬出すること。

4 問合せ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課地域コミュニティ係

電話 052-972-3126

名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課

特定空家等の命令に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第 127号）第14条第 3 項の規定により次のように命令したので、同条第11項の規定により公告する。

令和 5年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 命令日

令和 5年 5月31日

2 特定空家等の所在等

名古屋市千種区月ヶ丘 3丁目 121番地

3 命令の理由

当該特定空家等は老朽化等により倒壊し、又は建築材料等が脱落若しくは飛散する確実性が高く、特に強風時においては、屋根材及び外壁材等が飛散するおそれがあり、周辺の建築物や通行人等に対して、被害を及ぼす危険性が著しく高い。

4 措置内容

建築物の除却

建築物内残置物の搬出及び適正処理

5 措置期限

令和 5年 7月31日

6 問合せ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課地域コミュニティ係

電話 052-972-3126

名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課